

もしインフルエンザにかかってしまったら…？

《出席停止期間》 早く登校してしまうことのないようにもう一度お知らせします。
必ず守りましょう。 保存版です。この表は、おうちに貼っておいてね。

インフルエンザの出席停止期間は……

「^{はっしょう}発症した後5日を経過し、かつ、^{けいか}解熱した後2日（^{げねつ}幼児にあたっては、3日）を経過するまで」です。（発症日の0日目を入れて6日間休むことになります。）

	発症日	発 症 後 の 経 過							
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目			
	出停	→					登校可能		
発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
	出停	→				登校可能			
発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
	出停	→					登校可能		
発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
	出停	→						登校可能	

「発症した後5日を経過」かつ「解熱した後2日を経過」の両方を満たす期間、登校する事ができません。

どんなに早く熱が下がったとしても、発症した後5日（発熱した発症日から6日間）は出席停止となります。解熱が遅れ、発症後4日以降であれば、出席停止期間が1日ずつ延長していきます。出席停止証明書は診断後なるべく早く学校に届けてください。

※発症日は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（38度以上の発熱等）が始まった日です。病院受診時に、医師に発症日の相談、確認をして学校に伝えてください。

